

議案第39号

長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和2年6月2日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

長崎県後期高齢者医療広域連合による新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給の実施に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

長与町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。